

# 能美市子どもの広場遊具等整備事業補助金交付要綱

平成17年2月1日

教育委員会告示第48号

## (趣旨)

第1条 この告示は、児童の健全な育成を図るため、子どもの広場における遊具等の整備に係る補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 子どもの広場 町会及び町内会が管理する子どもの広場をいい、次に掲げる要件を備えるものをいう。

ア 子どもの広場の敷地面積は、おおむね100平方メートル以上であること。

子どもの広場として使用されていること。

イ 子どもの広場として、今後5年以上継続して児童の利用に供することができるものであること。

ウ 子どもの広場を常に良好な状態に保つため、責任ある管理人を設けていること。

(2) 遊具等 ブランコ、すべり台、鉄棒、ジャングルジム、シーソーその他児童が使用する遊戯施設及びフェンス等の安全管理施設をいう。

## (整備費補助金)

第3条 市長は、子どもの広場の遊具等を整備しようとする町会長及び町内会長に対し、毎年度予算の範囲内で整備費補助金を交付することができる。

## (事業の種類)

第4条 補助の対象となる事業の種類は、次に定めるところによる。

(1) 新設事業 子どもの広場に新たに遊具等を設置するために行う事業をいい、破損した遊具等を廃し、再び設置するものも含む。

(2) 整備事業 子どもの広場の遊具等の修繕に関する事業

(3) 除却事業 子どもの広場の遊具等（危険性のあるものに限る。）の除却に関する事業

(4) 点検業務委託事業 子どもの広場の遊具等の点検業務委託に関する事業

## (補助金の額)

第5条 整備費補助金の額は、別表のとおりとする。

2 複数の区分の事業を同年度内に行う場合においては、いずれか一の区分の限度額を適用する。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の根上町子供の広場遊具等整備事業補助金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の規定によりなされたものとみなす。

#### 附 則

この告示は、平成30年8月13日から施行する。

#### 附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

#### 附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

#### 別表（第5条関係）

区 分	整 備 費 補 助 金 の 額
新設事業	当該事業に要した経費の60%に相当する額以内の額 ただし、50万円を限度とし、1,000円未満は切り捨てるものとする。
整備事業	当該事業に要した経費（5万円を超えた経費に限る。）の60%に相当する額 以内の額 ただし、50万円を限度額とし、1,000円未満は切り捨てるものとする。

除却事業	当該事業に要した経費（3万円を超えた経費に限る。）の60%に相当する額以内の額 ただし、50万円を限度額とし、1,000円未満は切り捨てるものとする。
点検業務 委託事業	当該事業に要した経費（3万円を超えた経費に限る。）の60%に相当する額以内の額 ただし、15万円を限度額とし、1,000円未満は切り捨てるものとする。